

< 利用上の注意事項 >

Ver.4 : 2023 年 11 月 27 日

1. 一般財団法人武蔵野市開発公社敷地等の一時賃貸事業実施要綱及び実施要領を遵守してください。
2. 貸出スペースとして一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、開発公社）が設定した範囲を超えて使用しないでください。
3. 貸出スペースに隣接する壁面やガラス面等に広告物等を張り付けしないでください。
4. 吉祥寺デッキの利用に際しては、貸出スペースに面した店舗から元町通りへの視認性をできる限り確保するように努めてください。当スペースに設置するものは、テントを除き、一般的なテーブルの高さ（70cm 程度）までとしてください。また、テントを設営する場合、横幕は使用しないでください。
5. 道路に面したスペースの利用に際しては、警察等の許可を得ずに道路上に看板や商品等を出さないでください。
6. 必要な許認可（例、道路使用許可）は、使用者側で取得し、許可証などのコピーを提出してください。（元町通りで車両による搬入搬出を行う場合、前述の取得に加え、通行止めポール解除のカギの授受に関する手続きが必要となります。）
7. 施設の階段や通路に面した貸出スペースの場合、そこを通行止めにはできません。必ず通行可能な状態でご使用ください。
8. 貸出スペースの使用にあたっては、周辺の店舗及び来街者に配慮してください。
9. 音量には十分配慮してください。
10. 周辺建造物等を破損した場合又は使用後物品等の残置が有る場合は、対応費用として賠償金を請求させていただくことがあります。
11. 付属設備がある貸出スペースの場合、その使用については開発公社の指示に従ってください。
12. 商品や付属展示物等を保管する場所はございません。貸出スペースを連続使用される場合にも都度お持ち帰りください。
13. 裸火の使用はできません。
14. 動物の持ち込みはできません。
15. 使用中に発生したゴミ等は持ち帰ってください。
16. 終了後は、貸出時の原状に戻してください。
17. 事故等については、損害賠償責任保険に加入する等、使用者の責任で対応してください。なお、事故等が発生した場合は速やかに、使用許可後に送付する使用許可証に記載の連絡先にお電話ください。
18. 食品販売に際して、販売した食品による食中毒が発生した場合、食品衛生法に基づき、最寄りの保健所や東京都保健医療局などに相談の上、使用者側で対応してください。貸出スペースにおける気温や湿度など場所による環境要因について開発公社では一切責任を負いません。食品 PL 保険に加入するなど、被害者への補償については使用者の責任により対応してください。
19. 申請者以外の方への転借での使用はできません。
20. 使用時は、使用許可後に開発公社が発行する使用許可証を必ず携帯してください。
21. その他使用に関して疑義が生じた時は職員の指示に従ってください。
22. 以上の事が守れない時は、使用期間中であっても許可を取り消す場合があります。